

○内閣府令第二十六号

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十八条」に、「第二十六条―第三十五条」を「第二十九条―第三十八条」

に、「第三十六条―第四十一条」を「第三十九条―第四十四条」に、「第四十二条―第四十五条」を「第四

十五条―第四十八条」に、「第四十六条―第五十条」を「第四十九条―第五十三条」に、「第五十一条」を

「第四章 子ども・子育て

「第五十四条」に、「第四章 子ども・子育て支援事業計画（第五十二条）」を

第五章 費用等（第五十

支援事業計画（第五十五条）

に、「第五章」を「第六章」に、「第五十三条」を「第六十条」に改める。

第五章中第五十三条を第六十条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 費用等

(令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由)

第五十六条 令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

三 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

四 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業に

おける著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

（令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額）

第五十七条 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第一号又は第二号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して適当と認める額を定めるものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

2 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のいずれかを選択するものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

一 教育認定子ども（令第四条第一項に規定する教育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満三歳以上保

育認定子ども（令第四条第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）（法第二十八條第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたものに限る。） 二万五百円、一万六千円、一万五千円、三千円、零

二 満三歳以上保育認定子ども（前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。） 七万七千円、五万八千円、四万五千円、二万七千円、一万六千五百円、一万五千五百円、六千円、零

三 満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者（令第四条第二項第一号に規定する短時間認定保護者をいう。以下同じ。）に係るものに限り、第一号及び第五号に掲げるものを除く。）であるもの 七万五千円、五万七千円、四万九千円、二万六千六百円、一万六千三百円、一万五千三百円、六千円、零

四 満三歳未満保育認定子ども（法第二十九条第一項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）及び特定満三歳以上保育認定子ども（令第四条第三項に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）（次号に掲げるものを除く。） 八万円、六万五千円、四万四千五百円、三万円、一万九千五百円、一万八千五百円、九千円、零

五 満三歳未満保育認定子ども及び特定満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者に係るものに限る。）
（ 七万八千八百円、六万百円、四万三千九百円、二万九千六百円、一万九千三百円、一万八千三百円、九千円、零

3 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合であつて、負担額算定基準子ども（令第十四条の負担額算定基準子どもをいう。以下この条において同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して前項第一号から第五号までの規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額

イ 令第十四条第一号イに掲げる支給認定子ども

ロ 令第十四条第一号ロに掲げる支給認定子ども

ハ 令第十四条第一号ハに掲げる支給認定子ども

二 次のイからハマまでに掲げる支給認定子ども 零

イ 令第十四条第二号イに掲げる支給認定子ども

ロ 令第十四条第二号ロに掲げる支給認定子ども

ハ 令第十四条第二号ハに掲げる支給認定子ども

(令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由)

第五十八条 令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 月の途中において特定教育・保育等（法第五十九条第三号に規定する特定教育・保育等をいう。）を受けることをやめること

二 月の途中において、利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特例保育を提供する事業所の変更を行うこと

(令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数)

第五十九条 令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数は、次の各号に掲げる支給認定保護者に係る支給

認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 教育認定子ども又は特別利用教育を受けた満三歳以上保育認定子ども 二十日

二 満三歳以上保育認定子ども（前号に掲げるものを除く。）又は満三歳未満保育認定子ども 二十五日
第五十二条を第五十五条とし、第四十一条から第五十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第四十条中「第十一条」を「第二十一条」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十九条の見出し及び同条中「第十一条」を「第二十一条」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十八条第一項中「第三十六条」を「第三十九条」に、同条第三項中「第三十一条」を「第三十四条」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十七条を第四十条とする。

第三十六条第十五号中「第三十八条」を「第四十一条」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十五条を第三十八条とする。

第三十四条中「第八条」を「第十八条」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十三条見出し中及び同条中「第八条」を「第十八条」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十二条見出し中「第八条」を「第十八条」に、同条中「子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）」を「令」に、「第八条」を「第十八条」に、「第三十九条及び第四十三条」を「第四十二条及び第四十六条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十一条を第三十四条とする。

第三十条第一項中「第二十六条」を「第二十九条」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十九条中「第二十七条」を「第三十条」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十八条を第三十一条とし、第二十七条を第三十条とする。

第二十六条第十五号中「第三十条」を「第三十三条」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十五条中「第二十三条」を「第二十六条」に改め、同条を二十八条とする。

第二十四条を第二十七条とする。

第二十三条を第二十六条とし、第二十二條を第二十五条とする。

第二十一条を第二十四条とし、第二十条を第二十三条とする。

第十九条の次に次の三条を加える。

(令第四条第一項第二号の内閣府令で定める規定)

第二十条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。)第四条第一項第二号の内閣府令で定める規定は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の七、第三百十四条の八及び第三百十四条の九並びに附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項、附則第五条の五第二項及び附則第四十五条とする。

(令第四条第二項第一号の内閣府令で定める支給認定保護者)

第二十一条 令第四条第二項第一号の内閣府令で定める支給認定保護者は、第四条の保育必要量の認定において、保育の利用について、一月当たり平均二百時間まで(一日当たり八時間までに限る。)の区分と認定された支給認定子どもに係る支給認定保護者とする。

(令第四条第四項の内閣府令で定めるもの)

第二十二条 令第四条第四項の内閣府令で定めるものは、次の各号に定めるものとする。

一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(令第四条第四項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除

く。)

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）

三 療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）

五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）

六 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）

七 その他市町村の長が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

附則第三条の表第二十六条第十三号から第十七号までの項中「第二十六条」を「第二十九条」に、「第三十条」を「第三十三条」に改め、同表第三十条第一項の項中「第三十条」を「第三十三条」に改める。

附則第五条第三項中「第二十七条」を「第三十条」に改める。

附則第六条中「第二十六条」を「第二十九条」に改める。

附則第八条中「第七条」を「第十一条」に改める。

附則第九条中「第三十条」を「第三十三条」に改める。

別表第一中「第四十七条、第四十九条関係」を「第五十条、第五十二条関係」に改める。

別表第二中「第四十七条、第四十九条関係」を「第五十条、第五十二条関係」に改める。

附 則

（施行期日）

この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

